

上三川町消費生活センターのご案内

近年、悪質商法や振り込み詐欺、製品事故、食品偽装など、新聞やテレビにて報道されない日がないほど、様々な消費者問題が発生しています。上三川町消費生活センターではそれらの不安や苦情、被害について、問題解決のための助言や情報提供、あっせんなどを行っています。

町の消費生活センターによくある苦情相談

- 電波や電話回線などを利用して情報を得るサービスに関するトラブル
- ハガキや携帯電話、スマートフォンを利用した架空・不当請求
- 光回線やプロバイダのインターネット契約に関するトラブル
- 屋根瓦・床下工事、リフォーム工事に関するトラブル
- 借金関係・多重債務・サラ金・ローン

これ以外にも、パソコンやスマートフォンなどで高額料金を請求されるワンクリック請求や「コミュニティサイト（SNS）」や「インターネットオークション」などインターネットを介したトラブルに関する相談が数多く寄せられています。便利になればなるほど落とし穴も増えるので、若者や子どもを狙った悪質商法に注意しましょう。



だまされないで！ ～あなたを狙う悪質商法～

架空請求詐欺

「サイトの退会手続きが取られておらず、利用料が未納のままです。裁判になる前に手続きをするので、お金を振り込んでください」というメールが来た。

「心当たりがなければ、無視して消費生活センターに相談！」

還付金詐欺

払いすぎた医療費・税金を返金すると言われ、指示通りにATMを操作すると、いつの間にか相手の口座に振り込んでしまった。

「公的機関が電話でATMの操作を指示することはない！」

必ず儲かるとの投資の勧誘

見知らぬ会社からパンフレットが届き、後日その会社から電話があり、必ず儲かると投資話をされた。

「うまい話はない。はっきりと断る！」



点検商法

無料点検と言って勝手に家に上がり込み、不安をあおって契約させ、高額な料金を請求された。

「その場ですぐに契約しない。他社と比較する！」

オレオレ詐欺

突然息子を名乗る男性から電話があり、示談金が必要になった・会社の金を使い込んでしまったから、金を用意してほしいと言われた。

「“電話番号が変わった”をうのみにせず、元の番号にかけて確認する！」

悪質商法撃退の心得

- ① あまい言葉を信用しない
- ② 突然訪問してきた人を家にいれない
- ③ 断るときははっきりと「No」と言う
- ④ 脅し、すかしに屈しない
- ⑤ 契約内容は必ず書面で確認する
- ⑥ インターネットの利用は慎重に
- ⑦ ひとりで悩まず誰かに相談する
- ⑧ だまされても泣き寝入りしない

上三川町消費生活センターでは、オレオレ詐欺などの悪質商法の被害を未然に防ぐために、敬老会や婦人会、自治会などの各種集まりに専門の相談員が出向き、事例や対処方法などのお話をさせていた
 だく、「出前講座」も行っています。
 す。ぜひご利用ください。



悪質商法や契約・取引に関するトラブル、商品を使用したことによる事故など困った時には上三川町消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 37

いつのまにか定期購入になっていた通信販売

事例 1

新聞広告を見て健康食品を電話で注文した。数日後、代引きで届き、代金を支払い受け取った。1か月後に同じ商品が届いたが、請求書もなかったので無料だと思い、飲んでしまった。さらに1か月後、6千円の振り込み用紙とまた健康食品が送られてきた。驚いて業者に連絡したところ「期限までに断りの電話がなかったので定期購入になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。

事例 2

健康食品の無料サンプルを注文したところ、数日後に届いた。その約2週間後、注文もしていないのに1か月分の健康食品が届いた。後になって確認したらサンプル到着後10日以内に申し出をしないと自動的に定期購入になってしまうことが分かった。

● 通信販売で、注文時の注意書きをよく読まずに注文し「返品・交換ができなかった」「お試しのつもりで注文したのに定期購入になっていた」というトラブルがあります。

● 通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、面倒でも購入や返品の内容、送られてきた商品に同封された書類などもよく読み、確認しましょう。

● 通信販売はクーリング・オフ制度がありません。返品は各々で決められた返品ルールに従った上で可能ですが、返品不可の表示がある場合は基本的に返品できないため注意が必要です。

困ったときは
1人で悩まず
相談を

上三川町消費生活センター

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後4時

☎ 569153